特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

南あわじ市長

公表日

令和8年10月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 　住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 　また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 　本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 １　個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ２　転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ３　住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 ４　転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ５　本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ６　住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ７　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ８　住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ９　個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10　個人番号カード等を用いた本人確認 11　中間サーバーへの住民票関係情報の送付 12　サービス検索・電子申請機能での受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 　なお、９の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	１　既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） ２　住基ネットGW ３　住民基本台帳ネットワークシステム※ ４　団体内統合宛名システム ５　中間サーバGW ６　中間サーバー ７　サービス検索・電子申請機能 ※後述の「２．特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名
（1）住民基本台帳ファイル （2）本人確認情報ファイル （3）送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2　住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （平成25年5月31日法律第27号） 1　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165及び166の項） 2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　総合窓口センター
②所属長の役職名	市民部　総合窓口センター課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南あわじ市市民部総合窓口センター 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　0799-43-5212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南あわじ市市民部総合窓口センター 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　0799-43-5212
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び総務課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、総務課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月21日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117，120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 1　別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22壽、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3、第43の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 2　別表第二における情報照会の根拠 なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事前	根拠法令見直しによる変更
平成29年3月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月1日　時点	平成29年1月1日　時点	事後	再評価による時点変更
平成29年3月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月1日　時点	平成29年1月1日　時点	事後	再評価による時点変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月20日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ※以下は、次行に記載します。	市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ※以下は、次行に記載します。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月20日	同上	１　個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ２　転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ３　住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 ４　転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ５　本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ６　住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ７　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ８　住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ９　個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10　個人番号カード等を用いた本人確認 　なお、９の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	１　個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ２　転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ３　住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 ４　転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ５　本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ６　住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ７　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ８　住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ９　個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10　個人番号カード等を用いた本人確認 11　中間サーバーへの住民票関係情報の送付 　なお、９の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月20日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 1　別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22壽、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3、第43の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 2　別表第二における情報照会の根拠 なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （平成25年5月31日法律第27号/平成29年6月2日法律第52号施行時点） 1　別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号/平成29年7月14日内閣府・総務省令第6号施行時点） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3、第43の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※以下は、次行に記載します。	事後	根拠法令見直しによる変更
平成30年3月20日	同上		2　別表第二における情報照会の根拠 なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）		
平成30年3月20日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担	市民課長　山崎　稔弘	市民課長　西庄　　登	事後	
平成30年3月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月1日　時点	平成30年1月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関に	市民部　市民課	市民福祉部　総合窓口センター	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担	市民課長　西庄　　登	市民福祉部　総合窓口センター課長	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	南あわじ市役所市民部市民課	南あわじ市市民福祉部総合窓口センター	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	南あわじ市役所市民部市民課	南あわじ市市民福祉部総合窓口センター	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
令和2年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和2年3月24日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （平成25年5月31日法律第27号/平成29年6月2日法律第52号施行時点） 1　別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号/平成29年7月14日内閣府・総務省令第6号施行時点） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3、第43の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （平成25年5月31日法律第27号） 1　別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3、第43の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※以下は、次行に記載します。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月24日	同上	2　別表第二における情報照会の根拠 なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	2　別表第二における情報照会の根拠 なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和5年2月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取	1　個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成	1　個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成	事後	R5.2.6転出・転入手続きワンストップ化開始に伴う追記
令和5年2月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取	1　既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）	1　既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）	事後	R5.2.6転出・転入手続きワンストップ化開始に伴う追記
令和5年3月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和6年3月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	
令和6年3月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 　住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 　また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 　本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ※以下は、次行に記載します。	市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 　住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 　また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 　本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事前	根拠法令見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	１　個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ２　転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ３　住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 ４　転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ５　本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ６　住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ７　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ８　住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ９　個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10　個人番号カード等を用いた本人確認 11　中間サーバーへの住民票関係情報の送付 12　サービス検索・電子申請機能での受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 　なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	１　個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ２　転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ３　住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 ４　転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ５　本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ６　住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ７　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ８　住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ９　個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10　個人番号カード等を用いた本人確認 11　中間サーバーへの住民票関係情報の送付 12　サービス検索・電子申請機能での受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 　なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事前	根拠法令見直しによる変更 内容：通知カードを個人番号通知書に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （平成25年5月31日法律第27号） 1　別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項） ※以下は、次行に記載します。	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （平成25年5月31日法律第27号） 1　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165及び166の項） ※以下は、次行に記載します。	事前	根拠法令見直しによる変更
令和7年7月15日		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43の3、第43の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 2　別表第二における情報照会の根拠 なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事前	根拠法令見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事前	
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事前	
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 8．人手を介在させる作業		（人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か） 十分である （判断の根拠） マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	項目新設
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 11．最も優先度が高いと考えられる対策		（選択肢） 3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 （当該対策は十分か） 十分である （判断の根拠） マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	項目新設

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8~~7~~号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表（平成25年5月31日法律第27号） 1　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165及び166の項） ※以下は、次行に記載します。	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表（平成25年5月31日法律第27号） 1　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165及び166の項） ※以下は、次行に記載します。	事前	番号の訂正漏れ
令和8年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事前	
令和8年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事前	
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報 5　評価実施機関における担当部署	市民福祉部　総合窓口センター 市民福祉部　総合窓口センター課長	市民部　総合窓口センター 市民部　総合窓口センター課長	事前	組織改編による担当課の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	Ⅳ　リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び総務課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、総務課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	組織改編による担当課の変更